

三十八 第57条《プログラム等準備金》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|----------------|
| <p><u>(適格合併等により引継ぎを受けたプログラム等準備金の均分取崩し)</u> <u>57 - 7 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けたプログラム等準備金の措置法第57条第2項の規定による均分取崩しについては、55 - 7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> | <p>(新 設)</p> |